

●香川県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年10月23日から同年11月13日まで一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 屋島公園線（14号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市屋島西町字谷東1209番1地先から 高松市屋島西町字谷東1225番地先まで	10.6~12.5	78	平成17年香川県告示第510号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成21年10月23日